

空き家は放置せず、適正な管理をしましょう



●空き家を放置してしまうとどうなる？

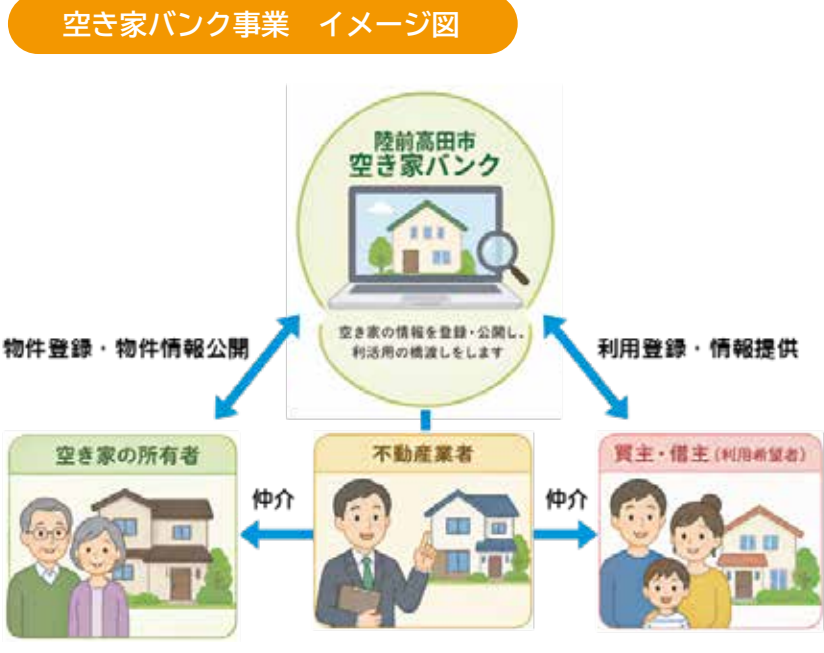
全国的に空き家が増加しており、本市でも空き家に関する相談が年々増えています。
空き家が適正に管理されていないために、近隣の生活環境の悪化や強風による屋根や外壁などの倒壊・飛散を引き起こし、周辺の住宅や通行人へ被害を及ぼす危険性があります。
空き家となる前に、日頃から家族で住宅の将来について考えてみませんか。

●空き家になってしまったらどうする？

親が施設に入所するなど親族が住んでいた住宅が空き家となるケースや相続により空き家の所有者となるケースなど、ある日突然空き家の所有者となることもあります。
空き家を所有することとなった場合は、「管理」「活用（貸す・売る）」「解体」のいずれかを選択しなければなりません。

●空き家バンクに登録しませんか？

本市では、市内の空き家を有効活用するため、空き家バンク事業を実施しています。本事業は、住宅や店舗などの物件を探している人と空き家を「貸したい」、「売りたい」という人を繋ぐサービスです。



登録には一定の条件がありますが、登録料は必要ありません。
空き家バンクへの登録については、次の連絡先へお問い合わせください。

空き家バンクについての
問い合わせ先
特定非営利活動法人高田暮舎
☎ 080(6050)0761

詳細は
こちら



●管理が不適切な空き家への対応

管理が適切に行われていない空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、指導・勧告・命令などが所有者に対して行われるだけでなく、改善されない場合は、行政代執行により強制的に空き家を除却し、所有者（相続人も含む）に対して、除却に要した費用を請求するケースも発生します。
そのため、空き家バンクの活用や解体を行うなど、今からできることをはじめ、これからも地域の良い生活環境を守っていきましょう。

問い合わせ先 市役所住宅政策室住宅政策係(内線481)

脱炭素推進事業の紹介

昨年度に実施した事業と本年度の主な取組をお知らせします



令和7年度実施事業

◆省エネシステムを市庁舎、図書館、道の駅の3施設に導入
省エネシステムは、既存の設備を更新することなく、センサーやコンピューターを用いて、快適性を維持しながら、余分な電力の削減に取り組むものです。令和7年度は、電気使用量や温湿度のデータを集約・可視化するシステムを導入し、計測を始めました。



赤枠の箇所にセンサーを設置しています

◆電気自動車の充電ステーションを設置
カモシーに急速充電器1基、オーガニックランドに普通充電器2基を設置しました。



◆モビタを1台追加導入
友好協定10周年を記念した、Jリーグ川崎フロンターレのラッピング車両を導入しました。

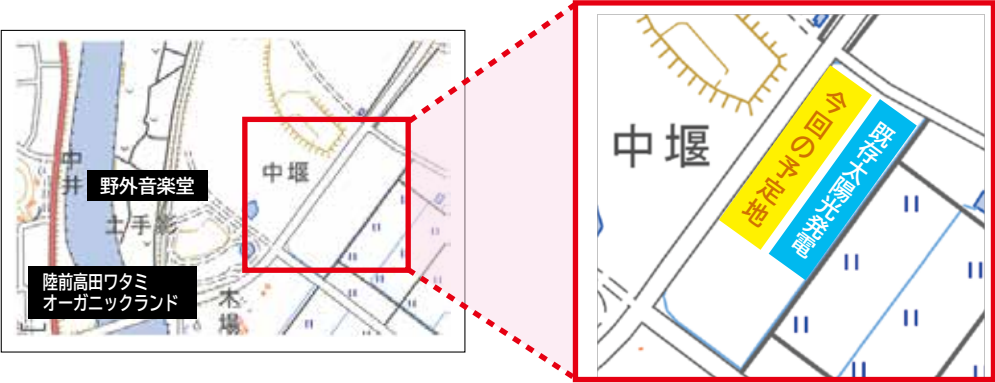


◆住宅用太陽光発電システム、木質バイオマスストーブの導入費用の一部を補助
太陽光発電20件、ペレット・薪ストーブ8件の補助を行いました。

令和8年度の主な事業

- ◆営農強化型太陽光発電事業：ワタミオーガニックランドで着工予定（下図赤枠内）
- ◆薪ボイラー導入事業：新設ホテルの温泉を温める薪ボイラーを導入し、運用開始予定
- ◆住宅用太陽光の補助（設置費用の2/3以内上限80万円）、木質バイオマスストーブ補助（設置費用の3/4以内上限75万円）を継続
- ◆住宅用蓄電池の補助を開始（設置費用の3/4以内上限40万円）
- ◆電気自動車や充放電設備の導入に係る費用の補助を開始（各上限10万円）

新規



脱炭素先行地域
計画の概要はこちら



補助金の詳細
はこちら



問い合わせ先 市役所脱炭素推進室(内線341)